

| | |
|---------------|--------------|
| <h1>静岡市報</h1> | No. 69 |
| | 静岡市葵区追手町5番1号 |
| | 発行所 静岡市役所 |
| | 編集兼発行人 静岡市長 |
| | 発行日 毎月1日・随時 |

目 次

条 例

- 静岡市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
- 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 静岡市市民活動センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 静岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 静岡市めぎせ茶どころ日本一条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

規 則

- 静岡市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 静岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 46
- 静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- 静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・ 47
- 静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 静岡市墓地、埋葬等に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 49
- 静岡市農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50
- 静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 静岡市蒲原文化センター条例施行規則を廃止する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52
- 静岡市認知症対応型共同生活介護事業所条例施行規則を廃止する規則・・・・・・・・・・・・ 53
- 静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

議会規則

- 静岡市議会会議規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54

教育委員会規則

- 静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・54

人事委員会規則

- 静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する規則等の一部を改正する規則・・・・・・・・55
 ○職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・57
 ○静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則・・・・・・・・・・・・・・・・57

訓 令

- 静岡市職員の辞令書の交付等に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・62

告 示

- 児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施等に関する静岡市児童福祉法施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準・・・・・・・・・・・・・・・・62
 ○静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業精算金取扱要領の一部改正・・・・・・・・72

＜本号で登載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第154号）

- 1 各選挙区において選挙すべき議員の数について、葵区を20人から19人に、駿河区を16人から15人に、清水区を17人から19人に改めることとした。（第2条関係）
- 2 この条例は、次の一般選挙から施行することとした。

◇ 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第155号）

- 1 行政職給料表及び医療職給料表に掲げる給料月額を改定することとした。（別表第1、別表第2関係）
- 2 施行日前の異動者の号給の調整、職員等が受けていた号給等の基礎、平成20年12月に支給する期末手当に関する特例措置、切替前給料に係る経過措置及び市長への委任について、所要の規定を整備することとした。（附則関係）
- 3 静岡市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を設けるため、静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成15年静岡市条例第51号）の一部を改正することとした。（附則関係）
- 4 この条例は、平成20年12月1日から施行することとした。

◇ 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第156号）

- 1 高等学校等教育職給料表及び幼稚園教育職給料表に掲げる給料月額を改定することとした。（別表第1、別表第2関係）

- 2 施行日前の異動者の号給の調整、職員等が受けていた号給等の基礎、切替前給料に係る経過措置及び教育委員会への委任について、所要の規定を整備することとした。(附則関係)
- 3 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置を設けるため、静岡市立の高等学校等教育職員の給与等に関する特別措置条例(平成15年静岡市条例第260号)の一部を改正することとした。(附則関係)
- 4 この条例は、平成20年12月1日から施行することとした。

◇ 静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成20年静岡市条例第157号)

- 1 出産育児一時金の額を35万円から38万円に改定することとした。(第4条関係)
- 2 この条例は、平成21年1月1日から施行することとした。

◇ 静岡市市民活動センター条例の一部を改正する条例(平成20年静岡市条例第158号)

- 1 静岡市番町市民活動センターの新設に伴い、名称及び位置の規定を整備することとした。(第2条関係)
- 2 新しい施設として貸事務室を追加することとし、第1会議室及び第2会議室を会議室に改めることとした。(第6条、第8条、第10条、別表関係)
- 3 利用の許可の期間を1年以内とするものに貸事務室とロッカーを追加するとともに、貸事務室の利用期間は、利用を開始した日から3年を超えない範囲内において更新することができることとした。(第8条関係)
- 4 静岡市番町市民活動センターの事務ブース、貸事務室及びロッカーの使用料を規定することとした。(第10条、別表関係)
- 5 この条例は、一部の規定を除き、公布の日から起算して12月を超えない範囲において規則で定める日から施行することとした。

◇ 静岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例(平成20年静岡市条例第159号)

- 1 静岡市清水有度老人デイサービスセンターの廃止に伴い、所要の規定を整備することとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行することとした。

◇ 静岡市めざせ茶どころ日本一条例(平成20年静岡市条例第160号)

- 1 この条例を制定することとなった背景、基本的な考え方等を明らかにした。(前文関係)
- 2 この条例は、静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次に継承していくための基本理念並びに茶業者、市民及び市の役割を明らかにするとともに、これに基づ

く施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、もって静岡のお茶に関する産業の振興及び市民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目的とすることとした。(第1条、第3条、第4条から第6条まで関係)

3 静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための施策を推進するため、静岡市茶どころ日本一計画を策定しなければならないこととしたほか、当該計画の内容等を規定することとした。(第7条関係)

4 静岡市茶どころ日本一委員会を置くこととした。(第8条関係)

5 静岡のお茶に親しみ、静岡のお茶の伝統、文化、産業等について理解を深め、その魅力を国内外へ発信するため、お茶の日を設けることとした。(第9条関係)

6 市は、静岡市茶どころ日本一計画に基づき実施する諸活動において、必要な行政上の措置を講ずるよう努めることとした。(第10条関係)

7 市長は、静岡市茶どころ日本一計画を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとした。(第11条関係)

8 市長は、毎年度、静岡市茶どころ日本一施策の実施の状況について市議会に報告するとともに、市民に公表することとした。(第12条関係)

9 この条例は平成21年4月1日から施行することとした。

条 例

静岡市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年11月19日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第154号

静岡市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

静岡市議会の議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成17年静岡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第2条中「葵区 20人」を「葵区 19人」に、「駿河区 16人」を「駿河区 15人」に、「清

水区 17人」を「清水区 19人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年11月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市条例第155号

静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

| 職員の 区分 | 職務の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 | 8級 |
|-------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用 | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 職員以外 の職員 | 1 | 131,600 | 193,300 | 249,500 | 327,900 | 368,700 | 416,800 | 458,200 | 478,500 |
| | 2 | 132,700 | 195,600 | 251,800 | 330,400 | 371,400 | 419,400 | 461,300 | 481,700 |
| | 3 | 133,800 | 197,900 | 254,100 | 332,900 | 374,100 | 422,000 | 464,400 | 484,900 |
| | 4 | 134,900 | 200,200 | 256,400 | 335,400 | 376,800 | 424,600 | 467,500 | 488,100 |
| | 5 | 135,900 | 202,400 | 258,800 | 337,700 | 379,500 | 427,300 | 470,600 | 491,300 |
| | 6 | 137,000 | 204,700 | 261,100 | 340,100 | 382,300 | 429,900 | 473,700 | 494,500 |
| | 7 | 138,100 | 207,000 | 263,400 | 342,500 | 385,100 | 432,500 | 476,800 | 497,700 |
| | 8 | 139,200 | 209,300 | 265,700 | 344,900 | 387,900 | 435,100 | 479,900 | 500,900 |
| | 9 | 140,300 | 211,500 | 268,000 | 347,100 | 390,400 | 437,600 | 483,000 | 504,100 |
| | 10 | 141,600 | 213,800 | 270,300 | 349,400 | 393,100 | 440,100 | 486,100 | 507,300 |
| | 11 | 142,900 | 216,100 | 272,600 | 351,700 | 395,800 | 442,600 | 489,200 | 510,500 |

| | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 12 | 144,200 | 218,400 | 274,900 | 354,000 | 398,500 | 445,100 | 492,300 | 513,700 |
| 13 | 145,400 | 220,700 | 277,300 | 356,000 | 401,200 | 447,600 | 495,400 | 516,800 |
| 14 | 146,800 | 223,000 | 279,600 | 358,300 | 403,700 | 449,800 | 497,900 | 519,300 |
| 15 | 148,200 | 225,300 | 281,900 | 360,600 | 406,200 | 452,000 | 500,400 | 521,800 |
| 16 | 149,600 | 227,600 | 284,200 | 362,900 | 408,700 | 454,200 | 502,900 | 524,300 |
| 17 | 151,100 | 229,900 | 286,500 | 365,000 | 411,200 | 456,400 | 505,400 | 526,800 |
| 18 | 152,500 | 232,200 | 288,900 | 367,200 | 413,500 | 458,500 | 507,000 | 528,500 |
| 19 | 153,900 | 234,500 | 291,300 | 369,400 | 415,800 | 460,600 | 508,600 | 530,200 |
| 20 | 155,300 | 236,800 | 293,700 | 371,600 | 418,100 | 462,700 | 510,200 | 531,900 |
| 21 | 156,800 | 239,200 | 295,800 | 373,600 | 420,200 | 464,500 | 511,700 | 533,400 |
| 22 | 159,400 | 241,500 | 298,200 | 375,700 | 422,400 | 466,200 | 513,300 | 535,100 |
| 23 | 162,000 | 243,800 | 300,600 | 377,800 | 424,600 | 467,900 | 514,900 | 536,800 |
| 24 | 164,600 | 246,100 | 303,000 | 379,900 | 426,800 | 469,600 | 516,500 | 538,500 |
| 25 | 167,200 | 248,400 | 305,200 | 382,000 | 428,900 | 471,300 | 518,000 | 540,000 |
| 26 | 168,800 | 250,700 | 307,600 | 384,100 | 430,700 | 472,900 | 519,400 | 541,400 |
| 27 | 170,400 | 253,000 | 310,000 | 386,200 | 432,500 | 474,500 | 520,800 | 542,800 |
| 28 | 172,000 | 255,300 | 312,400 | 388,300 | 434,300 | 476,100 | 522,200 | 544,200 |
| 29 | 173,700 | 257,700 | 314,500 | 390,300 | 435,900 | 477,700 | 523,400 | 545,700 |
| 30 | 175,100 | 260,000 | 316,900 | 392,200 | 437,400 | 478,700 | 524,400 | 546,800 |
| 31 | 176,500 | 262,300 | 319,300 | 394,100 | 438,900 | 479,700 | 525,400 | 547,900 |
| 32 | 177,900 | 264,600 | 321,700 | 396,000 | 440,400 | 480,700 | 526,400 | 549,000 |
| 33 | 179,400 | 266,800 | 323,900 | 397,900 | 442,000 | 481,700 | 527,300 | 549,900 |
| 34 | 181,100 | 269,000 | 326,200 | 399,600 | 443,500 | 482,600 | 528,100 | 550,800 |
| 35 | 182,800 | 271,200 | 328,500 | 401,300 | 445,000 | 483,500 | 528,900 | 551,700 |
| 36 | 184,500 | 273,400 | 330,800 | 403,000 | 446,500 | 484,400 | 529,700 | 552,600 |
| 37 | 185,900 | 275,700 | 333,100 | 404,800 | 448,000 | 485,200 | 530,500 | 553,300 |
| 38 | 187,900 | 277,900 | 335,300 | 406,100 | 449,000 | 486,100 | 531,300 | 554,200 |
| 39 | 189,900 | 280,100 | 337,500 | 407,400 | 450,000 | 487,000 | 532,100 | 555,100 |
| 40 | 191,900 | 282,300 | 339,700 | 408,700 | 451,000 | 487,900 | 532,900 | 556,000 |
| 41 | 194,000 | 284,500 | 342,000 | 409,700 | 452,000 | 488,700 | 533,700 | 556,700 |
| 42 | 196,200 | 286,700 | 344,200 | 410,900 | 453,000 | 489,500 | 534,500 | 557,600 |

| | | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 43 | 198,400 | 288,900 | 346,400 | 412,100 | 454,000 | 490,300 | 535,300 | 558,500 |
| 44 | 200,600 | 291,100 | 348,600 | 413,300 | 455,000 | 491,100 | 536,100 | 559,400 |
| 45 | 202,500 | 293,300 | 350,600 | 414,300 | 456,000 | 492,000 | 536,900 | 560,200 |
| 46 | 204,700 | 295,500 | 352,800 | 415,000 | 457,000 | | | |
| 47 | 206,900 | 297,700 | 355,000 | 415,700 | 458,000 | | | |
| 48 | 209,100 | 299,900 | 357,200 | 416,400 | 459,000 | | | |
| 49 | 211,200 | 302,200 | 359,200 | 417,200 | 459,800 | | | |
| 50 | 213,400 | 304,400 | 361,300 | 417,900 | 460,700 | | | |
| 51 | 215,600 | 306,600 | 363,400 | 418,600 | 461,600 | | | |
| 52 | 217,800 | 308,800 | 365,500 | 419,300 | 462,500 | | | |
| 53 | 219,800 | 310,900 | 367,400 | 420,100 | 463,200 | | | |
| 54 | 222,000 | 313,100 | 369,400 | 420,800 | 464,000 | | | |
| 55 | 224,200 | 315,300 | 371,400 | 421,500 | 464,800 | | | |
| 56 | 226,400 | 317,500 | 373,400 | 422,200 | 465,600 | | | |
| 57 | 228,500 | 319,700 | 375,400 | 422,900 | 466,300 | | | |
| 58 | 230,700 | 321,900 | 377,100 | 423,600 | 467,100 | | | |
| 59 | 232,900 | 324,100 | 378,800 | 424,300 | 467,900 | | | |
| 60 | 235,100 | 326,300 | 380,400 | 425,000 | 468,700 | | | |
| 61 | 237,300 | 328,400 | 382,000 | 425,600 | 469,300 | | | |
| 62 | 239,500 | 330,600 | 383,500 | 426,300 | | | | |
| 63 | 241,700 | 332,800 | 385,000 | 427,000 | | | | |
| 64 | 243,900 | 335,000 | 386,500 | 427,700 | | | | |
| 65 | 245,900 | 337,200 | 388,000 | 428,200 | | | | |
| 66 | 247,500 | 339,400 | 389,300 | 428,900 | | | | |
| 67 | 249,100 | 341,600 | 390,600 | 429,600 | | | | |
| 68 | 250,700 | 343,800 | 391,900 | 430,300 | | | | |
| 69 | 252,400 | 345,900 | 392,900 | 430,900 | | | | |
| 70 | 253,600 | 348,000 | 394,100 | 431,600 | | | | |
| 71 | 254,800 | 350,100 | 395,300 | 432,300 | | | | |
| 72 | 256,000 | 352,200 | 396,500 | 433,000 | | | | |
| 73 | 256,900 | 354,300 | 397,500 | 433,600 | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|--|--|--|--|
| 74 | 257,800 | 355,800 | 398,200 | 434,300 | | | | |
| 75 | 258,700 | 357,300 | 398,900 | 435,000 | | | | |
| 76 | 259,600 | 358,800 | 399,600 | 435,700 | | | | |
| 77 | 260,300 | 360,400 | 400,100 | 436,300 | | | | |
| 78 | 260,900 | 361,700 | 400,700 | | | | | |
| 79 | 261,500 | 363,000 | 401,300 | | | | | |
| 80 | 262,100 | 364,300 | 401,900 | | | | | |
| 81 | 262,500 | 365,400 | 402,500 | | | | | |
| 82 | 262,900 | 366,200 | 403,100 | | | | | |
| 83 | 263,300 | 367,000 | 403,700 | | | | | |
| 84 | 263,700 | 367,800 | 404,300 | | | | | |
| 85 | 264,200 | 368,400 | 404,900 | | | | | |
| 86 | 264,600 | 369,000 | 405,500 | | | | | |
| 87 | 265,000 | 369,600 | 406,100 | | | | | |
| 88 | 265,400 | 370,200 | 406,700 | | | | | |
| 89 | 265,900 | 370,600 | 407,300 | | | | | |
| 90 | 266,300 | 371,100 | 407,900 | | | | | |
| 91 | 266,700 | 371,600 | 408,500 | | | | | |
| 92 | 267,100 | 372,100 | 409,100 | | | | | |
| 93 | 267,600 | 372,600 | 409,700 | | | | | |
| 94 | | 373,100 | 410,300 | | | | | |
| 95 | | 373,600 | 410,900 | | | | | |
| 96 | | 374,100 | 411,500 | | | | | |
| 97 | | 374,700 | 412,100 | | | | | |
| 98 | | 375,100 | 412,700 | | | | | |
| 99 | | 375,500 | 413,300 | | | | | |
| 100 | | 375,900 | 413,900 | | | | | |
| 101 | | 376,400 | 414,500 | | | | | |
| 102 | | 376,800 | | | | | | |
| 103 | | 377,200 | | | | | | |
| 104 | | 377,600 | | | | | | |

| | | | | | | | | | |
|-------|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 105 | | 378,100 | | | | | | | |
| 106 | | 378,500 | | | | | | | |
| 107 | | 378,900 | | | | | | | |
| 108 | | 379,300 | | | | | | | |
| 109 | | 379,800 | | | | | | | |
| 110 | | 380,200 | | | | | | | |
| 111 | | 380,600 | | | | | | | |
| 112 | | 381,000 | | | | | | | |
| 113 | | 381,500 | | | | | | | |
| 114 | | 381,900 | | | | | | | |
| 115 | | 382,300 | | | | | | | |
| 116 | | 382,700 | | | | | | | |
| 117 | | 383,200 | | | | | | | |
| 118 | | 383,600 | | | | | | | |
| 119 | | 384,000 | | | | | | | |
| 120 | | 384,400 | | | | | | | |
| 121 | | 384,900 | | | | | | | |
| 122 | | 385,300 | | | | | | | |
| 123 | | 385,700 | | | | | | | |
| 124 | | 386,100 | | | | | | | |
| 125 | | 386,600 | | | | | | | |
| 126 | | 387,000 | | | | | | | |
| 127 | | 387,400 | | | | | | | |
| 128 | | 387,800 | | | | | | | |
| 129 | | 388,300 | | | | | | | |
| 再任用職員 | | 145,300 | 181,400 | 243,600 | 283,300 | 320,600 | 354,000 | 387,500 | 438,400 |

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第34条及び第35条に規定する職員を除く。

別表第2 医療職給料表イ 医療職給料表（2）及びウ 医療職給料表（3）を次のように改める。

イ 医療職給料表（2）

| 職員の区分 | 職務の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|----------------|------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用職員 以外の職員 | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 148,100 | 173,000 | 298,100 | 354,000 |
| | 2 | 149,700 | 174,600 | 300,500 | 356,800 |
| | 3 | 151,300 | 176,200 | 302,900 | 359,600 |
| | 4 | 152,900 | 177,800 | 305,300 | 362,400 |
| | 5 | 154,600 | 179,200 | 307,800 | 365,100 |
| | 6 | 156,500 | 180,800 | 310,200 | 367,800 |
| | 7 | 158,400 | 182,400 | 312,600 | 370,500 |
| | 8 | 160,300 | 184,000 | 315,000 | 373,200 |
| | 9 | 162,000 | 185,500 | 317,300 | 375,900 |
| | 10 | 164,800 | 187,100 | 319,700 | 378,600 |
| | 11 | 167,600 | 188,700 | 322,100 | 381,300 |
| | 12 | 170,400 | 190,300 | 324,500 | 384,000 |
| | 13 | 173,000 | 192,000 | 326,900 | 386,700 |
| | 14 | 174,600 | 194,000 | 329,300 | 389,400 |
| | 15 | 176,200 | 196,000 | 331,700 | 392,100 |
| | 16 | 177,800 | 198,000 | 334,100 | 394,800 |
| | 17 | 179,200 | 200,100 | 336,300 | 397,400 |
| | 18 | 180,800 | 201,800 | 338,600 | 400,100 |
| | 19 | 182,400 | 203,500 | 340,900 | 402,800 |
| | 20 | 184,000 | 205,200 | 343,200 | 405,500 |
| | 21 | 185,500 | 206,900 | 345,600 | 407,900 |
| | 22 | 187,100 | 208,700 | 347,900 | 410,400 |
| | 23 | 188,700 | 210,500 | 350,200 | 412,900 |
| | 24 | 190,300 | 212,300 | 352,500 | 415,400 |
| | 25 | 192,000 | 214,000 | 354,500 | 418,000 |
| | 26 | 194,000 | 215,900 | 356,800 | 420,300 |
| | 27 | 196,000 | 217,800 | 359,100 | 422,600 |

| | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 28 | 198,000 | 219,700 | 361,400 | 424,900 |
| 29 | 200,100 | 221,500 | 363,600 | 426,900 |
| 30 | 201,800 | 223,700 | 365,900 | 429,000 |
| 31 | 203,500 | 225,900 | 368,200 | 431,100 |
| 32 | 205,200 | 228,100 | 370,500 | 433,200 |
| 33 | 206,900 | 230,100 | 372,500 | 435,300 |
| 34 | 208,700 | 232,300 | 374,700 | 437,000 |
| 35 | 210,500 | 234,500 | 376,900 | 438,700 |
| 36 | 212,300 | 236,700 | 379,100 | 440,400 |
| 37 | 214,000 | 238,700 | 381,200 | 442,000 |
| 38 | 215,900 | 240,900 | 383,300 | 443,400 |
| 39 | 217,800 | 243,100 | 385,400 | 444,800 |
| 40 | 219,700 | 245,300 | 387,500 | 446,200 |
| 41 | 221,500 | 247,500 | 389,600 | 447,500 |
| 42 | 223,500 | 249,800 | 391,900 | 448,800 |
| 43 | 225,500 | 252,100 | 394,200 | 450,100 |
| 44 | 227,500 | 254,400 | 396,500 | 451,400 |
| 45 | 229,400 | 256,600 | 398,600 | 452,800 |
| 46 | 231,400 | 259,000 | 400,900 | 454,100 |
| 47 | 233,400 | 261,400 | 403,200 | 455,400 |
| 48 | 235,400 | 263,800 | 405,500 | 456,700 |
| 49 | 237,500 | 266,200 | 407,500 | 458,100 |
| 50 | 239,500 | 268,600 | 409,800 | 459,300 |
| 51 | 241,500 | 271,000 | 412,100 | 460,500 |
| 52 | 243,500 | 273,400 | 414,400 | 461,700 |
| 53 | 245,500 | 275,800 | 416,500 | 463,000 |
| 54 | 247,600 | 278,200 | 418,800 | 463,800 |
| 55 | 249,700 | 280,600 | 421,100 | 464,600 |
| 56 | 251,800 | 283,000 | 423,400 | 465,400 |
| 57 | 253,700 | 285,200 | 425,400 | 466,100 |
| 58 | 255,700 | 287,600 | 427,500 | 466,900 |

| | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 59 | 257,700 | 290,000 | 429,600 | 467,700 |
| 60 | 259,700 | 292,400 | 431,700 | 468,500 |
| 61 | 261,700 | 294,500 | 433,700 | 469,100 |
| 62 | 263,800 | 296,900 | 435,400 | 469,900 |
| 63 | 265,900 | 299,300 | 437,100 | 470,700 |
| 64 | 268,000 | 301,700 | 438,800 | 471,500 |
| 65 | 269,900 | 303,900 | 440,500 | 472,000 |
| 66 | 271,900 | 306,300 | 441,800 | 472,800 |
| 67 | 273,900 | 308,700 | 443,100 | 473,600 |
| 68 | 275,900 | 311,100 | 444,400 | 474,400 |
| 69 | 277,700 | 313,200 | 445,700 | 475,000 |
| 70 | 279,700 | 315,500 | 447,000 | |
| 71 | 281,700 | 317,800 | 448,300 | |
| 72 | 283,700 | 320,100 | 449,600 | |
| 73 | 285,600 | 322,200 | 451,000 | |
| 74 | 287,500 | 324,500 | 451,800 | |
| 75 | 289,400 | 326,800 | 452,600 | |
| 76 | 291,300 | 329,100 | 453,400 | |
| 77 | 293,200 | 331,100 | 454,100 | |
| 78 | 295,100 | 333,300 | 454,900 | |
| 79 | 297,000 | 335,500 | 455,700 | |
| 80 | 298,900 | 337,700 | 456,500 | |
| 81 | 300,800 | 339,800 | 457,100 | |
| 82 | | 342,000 | 457,900 | |
| 83 | | 344,200 | 458,700 | |
| 84 | | 346,400 | 459,500 | |
| 85 | | 348,400 | 460,000 | |
| 86 | | 350,400 | | |
| 87 | | 352,400 | | |
| 88 | | 354,400 | | |
| 89 | | 356,300 | | |

| | |
|-----|---------|
| 90 | 358,300 |
| 91 | 360,300 |
| 92 | 362,300 |
| 93 | 364,100 |
| 94 | 365,800 |
| 95 | 367,500 |
| 96 | 369,200 |
| 97 | 370,800 |
| 98 | 372,100 |
| 99 | 373,400 |
| 100 | 374,700 |
| 101 | 376,000 |
| 102 | 377,200 |
| 103 | 378,400 |
| 104 | 379,600 |
| 105 | 380,800 |
| 106 | 381,800 |
| 107 | 382,800 |
| 108 | 383,800 |
| 109 | 384,500 |
| 110 | 385,400 |
| 111 | 386,300 |
| 112 | 387,200 |
| 113 | 388,200 |
| 114 | 389,000 |
| 115 | 389,800 |
| 116 | 390,600 |
| 117 | 391,200 |
| 118 | 391,800 |
| 119 | 392,400 |
| 120 | 393,000 |

| | | | | | |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|
| | 121 | | 393,700 | | |
| 再任用職員 | | 182,400 | 208,600 | 291,300 | 362,200 |

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（3）

| 職員の 区分 | 職務の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 |
|------------------------|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用 職員以 外の職 員 | | 円 | 円 | 円 | | 円 |
| | 1 | 148,800 | 183,400 | 258,200 | 321,200 | 387,700 |
| | 2 | 150,200 | 185,700 | 260,500 | 323,700 | 390,500 |
| | 3 | 151,600 | 188,000 | 262,800 | 326,200 | 393,300 |
| | 4 | 153,000 | 190,300 | 265,100 | 328,700 | 396,100 |
| | 5 | 154,300 | 192,500 | 267,300 | 330,900 | 398,900 |
| | 6 | 155,700 | 193,900 | 269,400 | 333,300 | 401,500 |
| | 7 | 157,100 | 195,300 | 271,500 | 335,700 | 404,100 |
| | 8 | 158,500 | 196,700 | 273,600 | 338,100 | 406,700 |
| | 9 | 160,000 | 198,100 | 275,400 | 340,500 | 409,300 |
| | 10 | 161,500 | 199,600 | 277,500 | 342,800 | 411,800 |
| | 11 | 163,000 | 201,100 | 279,600 | 345,100 | 414,300 |
| | 12 | 164,500 | 202,600 | 281,700 | 347,400 | 416,800 |
| | 13 | 166,100 | 203,900 | 283,800 | 349,700 | 419,400 |
| | 14 | 168,400 | 205,100 | 285,800 | 352,000 | 421,800 |
| | 15 | 170,700 | 206,300 | 287,800 | 354,300 | 424,200 |
| | 16 | 173,000 | 207,500 | 289,800 | 356,600 | 426,600 |
| | 17 | 175,100 | 208,800 | 291,900 | 358,700 | 428,900 |
| | 18 | 177,200 | 210,500 | 294,000 | 360,900 | 431,300 |
| | 19 | 179,300 | 212,200 | 296,100 | 363,100 | 433,700 |
| | 20 | 181,400 | 213,700 | 298,200 | 365,300 | 436,100 |
| | 21 | 183,400 | 215,200 | 300,100 | 367,500 | 438,300 |
| | 22 | 185,700 | 216,900 | 302,200 | 369,800 | 440,300 |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 23 | 188,000 | 218,600 | 304,300 | 372,100 | 442,300 |
| 24 | 190,300 | 220,300 | 306,400 | 374,400 | 444,300 |
| 25 | 192,500 | 221,900 | 308,400 | 376,800 | 446,200 |
| 26 | 193,900 | 223,800 | 310,400 | 379,100 | 448,000 |
| 27 | 195,300 | 225,700 | 312,400 | 381,400 | 449,800 |
| 28 | 196,700 | 227,600 | 314,400 | 383,700 | 451,600 |
| 29 | 198,100 | 229,500 | 316,300 | 385,900 | 453,200 |
| 30 | 199,600 | 231,300 | 318,300 | 388,300 | 454,900 |
| 31 | 201,100 | 233,100 | 320,300 | 390,700 | 456,600 |
| 32 | 202,600 | 234,900 | 322,300 | 393,100 | 458,300 |
| 33 | 203,900 | 236,600 | 324,200 | 395,400 | 459,900 |
| 34 | 205,100 | 238,400 | 326,000 | 397,500 | 461,600 |
| 35 | 206,300 | 240,200 | 327,800 | 399,600 | 463,300 |
| 36 | 207,500 | 242,000 | 329,600 | 401,700 | 465,000 |
| 37 | 208,800 | 243,500 | 331,400 | 403,500 | 466,600 |
| 38 | 210,400 | 245,300 | 333,200 | 405,400 | 468,100 |
| 39 | 212,000 | 247,100 | 335,000 | 407,300 | 469,600 |
| 40 | 213,600 | 248,900 | 336,800 | 409,200 | 471,100 |
| 41 | 215,000 | 250,700 | 338,600 | 411,200 | 472,700 |
| 42 | 216,700 | 252,500 | 340,400 | 413,100 | 473,700 |
| 43 | 218,400 | 254,300 | 342,200 | 415,000 | 474,700 |
| 44 | 220,100 | 256,000 | 344,000 | 416,900 | 475,700 |
| 45 | 221,700 | 257,700 | 345,700 | 418,800 | 476,500 |
| 46 | 223,600 | 259,500 | 347,500 | 420,600 | 477,400 |
| 47 | 225,500 | 261,300 | 349,300 | 422,400 | 478,300 |
| 48 | 227,400 | 263,100 | 351,100 | 424,200 | 479,200 |
| 49 | 229,200 | 264,800 | 352,700 | 425,700 | 479,900 |
| 50 | 231,000 | 266,600 | 354,500 | 427,400 | 480,600 |
| 51 | 232,800 | 268,400 | 356,300 | 429,100 | 481,300 |
| 52 | 234,600 | 270,200 | 358,100 | 430,800 | 482,000 |
| 53 | 236,300 | 271,900 | 359,700 | 432,400 | 482,600 |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 54 | 238,100 | 273,800 | 361,500 | 434,100 | 483,300 |
| 55 | 239,900 | 275,700 | 363,300 | 435,800 | 484,000 |
| 56 | 241,700 | 277,600 | 365,100 | 437,500 | 484,700 |
| 57 | 243,200 | 279,300 | 366,600 | 438,900 | 485,400 |
| 58 | 245,000 | 281,200 | 368,400 | 440,600 | 486,100 |
| 59 | 246,800 | 283,100 | 370,200 | 442,300 | 486,800 |
| 60 | 248,600 | 285,000 | 372,000 | 444,000 | 487,500 |
| 61 | 250,400 | 286,700 | 373,600 | 445,500 | 488,200 |
| 62 | 252,200 | 288,500 | 375,300 | 447,000 | 488,900 |
| 63 | 254,000 | 290,300 | 377,000 | 448,500 | 489,600 |
| 64 | 255,800 | 292,100 | 378,700 | 450,000 | 490,300 |
| 65 | 257,400 | 293,800 | 380,300 | 451,400 | 491,000 |
| 66 | 259,200 | 295,600 | 381,800 | 452,300 | |
| 67 | 261,000 | 297,400 | 383,300 | 453,200 | |
| 68 | 262,800 | 299,200 | 384,800 | 454,100 | |
| 69 | 264,500 | 300,900 | 386,300 | 455,000 | |
| 70 | 266,200 | 302,600 | 387,500 | 455,800 | |
| 71 | 267,900 | 304,300 | 388,700 | 456,600 | |
| 72 | 269,600 | 306,000 | 389,900 | 457,400 | |
| 73 | 271,400 | 307,500 | 391,100 | 457,900 | |
| 74 | 273,200 | 309,200 | 392,000 | 458,500 | |
| 75 | 275,000 | 310,900 | 392,900 | 459,100 | |
| 76 | 276,800 | 312,600 | 393,800 | 459,700 | |
| 77 | 278,500 | 314,000 | 394,600 | 460,400 | |
| 78 | 280,300 | 315,500 | 395,300 | 461,000 | |
| 79 | 282,100 | 317,000 | 396,000 | 461,600 | |
| 80 | 283,900 | 318,500 | 396,700 | 462,200 | |
| 81 | 285,500 | 320,100 | 397,500 | 462,900 | |
| 82 | 287,200 | 321,600 | 398,200 | 463,500 | |
| 83 | 288,900 | 323,100 | 398,900 | 464,100 | |
| 84 | 290,600 | 324,600 | 399,600 | 464,700 | |

| | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 85 | 292,200 | 326,100 | 400,400 | 465,400 | |
| 86 | 293,900 | 327,500 | 401,100 | 466,000 | |
| 87 | 295,600 | 328,900 | 401,800 | 466,600 | |
| 88 | 297,300 | 330,300 | 402,500 | 467,200 | |
| 89 | 298,900 | 331,600 | 402,900 | 467,900 | |
| 90 | 300,600 | 333,000 | 403,400 | | |
| 91 | 302,300 | 334,400 | 403,900 | | |
| 92 | 304,000 | 335,800 | 404,400 | | |
| 93 | 305,500 | 337,200 | 405,000 | | |
| 94 | | 338,600 | 405,300 | | |
| 95 | | 340,000 | 405,600 | | |
| 96 | | 341,400 | 405,900 | | |
| 97 | | 342,700 | 406,300 | | |
| 98 | | 344,100 | 406,600 | | |
| 99 | | 345,500 | 406,900 | | |
| 100 | | 346,900 | 407,200 | | |
| 101 | | 348,000 | 407,600 | | |
| 102 | | 349,300 | 407,900 | | |
| 103 | | 350,600 | 408,200 | | |
| 104 | | 351,900 | 408,500 | | |
| 105 | | 353,100 | 408,900 | | |
| 106 | | | 409,200 | | |
| 107 | | | 409,500 | | |
| 108 | | | 409,800 | | |
| 109 | | | 410,100 | | |
| 再任用職員 | 227,700 | 259,300 | 299,000 | 338,800 | 368,200 |

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員等が受けていた号給等の基礎)

- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の静岡市職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成20年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 4 平成20年12月に支給する期末手当（改正後の静岡市職員の給与に関する条例（以下この項において「改正後の給与条例」という。）別表第2 医療職給料表ア医療職給料表（1）の適用を受ける職員に支給する期末手当を除く。）の額は、改正後の給与条例第28条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第4項から第6項まで若しくは第36条第1項、第2項、第5項若しくは第7項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例（平成15年静岡市条例第37号）第4条第1項又は静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成15年静岡市条例第36号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（任命権者が定める職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、当該期末手当は支給しない。

- (1) 平成20年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者（同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して任命権者が定めるものを除く。）にあつては、新たに職員になった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち任命権者が定める日））において職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（静岡市職員の給与に関する条例第19条第2項に規定する市規則で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.49を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の任命権者が定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して任命権者が定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2)平成20年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.49を乗じて得た額
(切替前給料に係る経過措置)

- 5 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年静岡市条例第124号。以下「旧改正条例」という。)附則第8項の規定による給料を支給される職員で、その者の受ける給料月額が附則別表左欄に掲げる平成19年4月1日(次項及び附則第7項において「切替日」という。)の前日においてその者が受けていた給料月額(附則別表において「切替前給料月額」という。)に対応する同表右欄に掲げる調整給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、旧改正条例附則第8項の規定にかかわらず、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項の規定による給料を支給される職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、旧改正条例附則第9項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、旧改正条例附則第10項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 8 前3項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の静岡市職員の給与に関する条例第12条第2項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成20年静岡市条例第 号)附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

(委任)

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

- 10 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成15年静岡市条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(静岡市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成20年静岡市条例第 号)附則第5項から第7項までの規定による給料を支給される職員に関する別表の規定の適用に

については、同表中「給料月額」とあるのは、「給料月額と静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第 号）附則第5項から第7項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附則別表

(1) 行政職給料表の適用を受ける職員

| 切替前給料月額 | 調整給料月額 |
|---------|---------|
| 円 | 円 |
| 213,600 | 212,500 |
| 221,500 | 220,300 |
| 345,200 | 343,400 |
| 364,700 | 362,700 |
| 365,200 | 363,200 |
| 365,400 | 363,400 |
| 367,700 | 365,700 |
| 370,200 | 368,200 |
| 371,800 | 369,800 |
| 377,100 | 375,100 |
| 380,400 | 378,400 |
| 381,900 | 379,900 |
| 385,000 | 382,900 |
| 388,300 | 386,200 |
| 391,500 | 389,400 |
| 394,700 | 392,600 |
| 397,900 | 395,800 |
| 401,000 | 398,800 |
| 401,600 | 399,400 |
| 404,200 | 402,000 |
| 407,400 | 405,200 |
| 409,100 | 406,900 |
| 410,600 | 408,400 |

| | |
|---------|---------|
| 413,800 | 411,600 |
| 414,700 | 412,500 |
| 417,000 | 414,800 |
| 418,700 | 416,400 |
| 419,900 | 417,600 |
| 420,200 | 417,900 |
| 423,500 | 421,200 |
| 425,700 | 423,400 |
| 427,000 | 424,700 |
| 427,100 | 424,800 |
| 430,600 | 428,300 |
| 430,800 | 428,500 |
| 433,900 | 431,600 |
| 434,100 | 431,800 |
| 436,200 | 433,900 |
| 437,300 | 434,900 |
| 437,400 | 435,000 |
| 440,700 | 438,300 |
| 444,000 | 441,600 |
| 444,100 | 441,700 |
| 447,300 | 444,900 |
| 447,500 | 445,100 |
| 450,600 | 448,200 |
| 453,200 | 450,800 |
| 453,900 | 451,500 |
| 463,600 | 461,100 |

(2) 医療職給料表(2)の適用を受ける職員

| 切替前給料月額 | 調整給料月額 |
|---------|---------|
| 円 | 円 |
| 459,900 | 457,500 |

| | |
|---------|---------|
| 463,700 | 461,200 |
| 467,500 | 465,000 |
| 471,300 | 468,800 |
| 475,100 | 472,600 |
| 470,300 | 467,800 |
| 474,100 | 471,600 |
| 477,900 | 475,400 |
| 481,700 | 479,100 |

(3) 医療職給料表(3)の適用を受ける職員

| 切替前給料月額 | 調整給料月額 |
|---------|---------|
| 円 | 円 |
| 406,300 | 404,200 |
| 409,900 | 407,700 |
| 413,000 | 410,800 |
| 415,300 | 413,100 |
| 417,600 | 415,400 |
| 419,900 | 417,700 |
| 422,200 | 420,000 |
| 424,500 | 422,300 |
| 426,800 | 424,500 |
| 431,400 | 429,100 |
| 459,100 | 456,700 |
| 463,400 | 460,900 |
| 467,100 | 464,600 |
| 473,500 | 471,000 |
| 476,700 | 474,200 |
| 479,900 | 477,400 |
| 484,900 | 482,300 |
| 492,300 | 489,700 |

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年11月28日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第156号

静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

静岡市教育職員の給与に関する条例（平成15年静岡市条例第259号）の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

高等学校等教育職給料表

| 職員の区分 | 職務の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 |
|-------|------------|---------|---------|---------|---------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用職員 | | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 以外の職員 | 1 | 144,300 | 187,200 | 337,700 | 436,100 |
| | 2 | 145,800 | 188,900 | 340,200 | 438,100 |
| | 3 | 147,300 | 190,600 | 342,700 | 440,100 |
| | 4 | 148,800 | 192,300 | 345,200 | 442,100 |
| | 5 | 150,400 | 193,800 | 347,400 | 443,800 |
| | 6 | 152,200 | 195,500 | 349,900 | 445,700 |
| | 7 | 154,000 | 197,200 | 352,400 | 447,600 |
| | 8 | 155,800 | 198,900 | 354,900 | 449,500 |
| | 9 | 157,500 | 200,700 | 357,300 | 451,300 |
| | 10 | 159,400 | 202,500 | 359,700 | 453,300 |
| | 11 | 161,300 | 204,300 | 362,100 | 455,300 |
| | 12 | 163,200 | 206,100 | 364,500 | 457,300 |
| | 13 | 165,200 | 207,900 | 366,600 | 459,100 |
| | 14 | 167,400 | 209,600 | 368,900 | 461,100 |

| | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 15 | 169,600 | 211,300 | 371,200 | 463,100 |
| 16 | 171,800 | 213,000 | 373,500 | 465,100 |
| 17 | 174,000 | 214,700 | 375,800 | 467,000 |
| 18 | 176,500 | 217,400 | 378,100 | 469,200 |
| 19 | 179,000 | 220,100 | 380,400 | 471,400 |
| 20 | 181,500 | 222,800 | 382,700 | 473,600 |
| 21 | 183,800 | 225,300 | 384,800 | 475,700 |
| 22 | 185,400 | 228,100 | 386,900 | 477,700 |
| 23 | 187,000 | 230,900 | 389,000 | 479,700 |
| 24 | 188,600 | 233,700 | 391,100 | 481,700 |
| 25 | 190,300 | 236,600 | 393,300 | 483,700 |
| 26 | 191,900 | 239,400 | 395,400 | 485,500 |
| 27 | 193,500 | 242,200 | 397,500 | 487,300 |
| 28 | 195,100 | 245,000 | 399,600 | 489,100 |
| 29 | 196,800 | 247,800 | 401,700 | 491,000 |
| 30 | 198,500 | 250,800 | 403,800 | 492,600 |
| 31 | 200,200 | 253,800 | 405,900 | 494,200 |
| 32 | 201,900 | 256,800 | 408,000 | 495,800 |
| 33 | 203,400 | 259,600 | 409,800 | 497,100 |
| 34 | 204,900 | 262,700 | 411,600 | 497,900 |
| 35 | 206,400 | 265,800 | 413,400 | 498,700 |
| 36 | 207,900 | 268,900 | 415,200 | 499,500 |
| 37 | 209,200 | 271,900 | 417,000 | 500,400 |
| 38 | 211,000 | 275,100 | 418,700 | 501,200 |
| 39 | 212,800 | 278,300 | 420,400 | 502,000 |
| 40 | 214,600 | 281,500 | 422,100 | 502,800 |
| 41 | 216,400 | 284,600 | 423,700 | 503,700 |
| 42 | 218,400 | 287,900 | 425,300 | 504,500 |
| 43 | 220,400 | 291,200 | 426,900 | 505,300 |
| 44 | 222,400 | 294,500 | 428,500 | 506,100 |
| 45 | 224,200 | 297,600 | 430,100 | 507,000 |

| | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|
| 46 | 226,100 | 300,900 | 431,700 | 507,800 |
| 47 | 228,000 | 304,200 | 433,300 | 508,600 |
| 48 | 229,900 | 307,500 | 434,900 | 509,400 |
| 49 | 231,700 | 310,600 | 436,500 | 510,300 |
| 50 | 233,600 | 313,700 | 438,200 | 511,100 |
| 51 | 235,500 | 316,800 | 439,900 | 511,900 |
| 52 | 237,400 | 319,900 | 441,600 | 512,700 |
| 53 | 239,200 | 322,700 | 443,300 | 513,500 |
| 54 | 241,100 | 325,100 | 445,100 | |
| 55 | 243,000 | 327,500 | 446,900 | |
| 56 | 244,900 | 329,900 | 448,700 | |
| 57 | 246,900 | 332,100 | 450,300 | |
| 58 | 248,800 | 334,500 | 452,000 | |
| 59 | 250,700 | 336,900 | 453,700 | |
| 60 | 252,600 | 339,300 | 455,400 | |
| 61 | 254,400 | 341,600 | 457,000 | |
| 62 | 256,300 | 344,000 | 458,700 | |
| 63 | 258,200 | 346,400 | 460,400 | |
| 64 | 260,100 | 348,800 | 462,100 | |
| 65 | 261,700 | 351,100 | 463,600 | |
| 66 | 263,600 | 353,400 | 465,300 | |
| 67 | 265,500 | 355,700 | 467,000 | |
| 68 | 267,400 | 358,000 | 468,700 | |
| 69 | 269,100 | 360,200 | 470,200 | |
| 70 | 270,700 | 362,400 | 471,600 | |
| 71 | 272,300 | 364,600 | 473,000 | |
| 72 | 273,900 | 366,800 | 474,400 | |
| 73 | 275,400 | 369,000 | 475,800 | |
| 74 | 277,000 | 371,100 | 476,600 | |
| 75 | 278,600 | 373,200 | 477,400 | |
| 76 | 280,200 | 375,300 | 478,200 | |

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 77 | 281,800 | 377,500 | 478,800 |
| 78 | 283,300 | 379,400 | 479,600 |
| 79 | 284,800 | 381,300 | 480,400 |
| 80 | 286,300 | 383,200 | 481,200 |
| 81 | 287,600 | 384,900 | 481,800 |
| 82 | 289,000 | 386,600 | 482,600 |
| 83 | 290,400 | 388,300 | 483,400 |
| 84 | 291,800 | 390,000 | 484,200 |
| 85 | 293,200 | 391,700 | 484,800 |
| 86 | 294,600 | 393,400 | |
| 87 | 296,000 | 395,100 | |
| 88 | 297,400 | 396,800 | |
| 89 | 298,900 | 398,400 | |
| 90 | 300,300 | 399,900 | |
| 91 | 301,700 | 401,400 | |
| 92 | 303,100 | 402,900 | |
| 93 | 304,400 | 404,200 | |
| 94 | 305,800 | 405,600 | |
| 95 | 307,200 | 407,000 | |
| 96 | 308,600 | 408,400 | |
| 97 | 309,900 | 409,800 | |
| 98 | 311,100 | 411,000 | |
| 99 | 312,400 | 412,200 | |
| 100 | 313,700 | 413,400 | |
| 101 | 315,000 | 414,400 | |
| 102 | 316,300 | 415,500 | |
| 103 | 317,600 | 416,600 | |
| 104 | 318,900 | 417,700 | |
| 105 | 320,000 | 418,900 | |
| 106 | 321,100 | 419,900 | |
| 107 | 322,200 | 420,900 | |

| | | |
|-----|---------|---------|
| 108 | 323,300 | 421,900 |
| 109 | 324,400 | 422,900 |
| 110 | 325,200 | 423,800 |
| 111 | 326,000 | 424,700 |
| 112 | 326,800 | 425,600 |
| 113 | 327,600 | 426,500 |
| 114 | 328,200 | 427,400 |
| 115 | 328,800 | 428,300 |
| 116 | 329,300 | 429,200 |
| 117 | 329,900 | 430,000 |
| 118 | 330,500 | 430,900 |
| 119 | 331,100 | 431,800 |
| 120 | 331,700 | 432,700 |
| 121 | 332,100 | 433,500 |
| 122 | 332,700 | 434,000 |
| 123 | 333,300 | 434,500 |
| 124 | 333,900 | 435,000 |
| 125 | 334,300 | 435,600 |
| 126 | 334,700 | 436,100 |
| 127 | 335,100 | 436,600 |
| 128 | 335,500 | 437,100 |
| 129 | 335,800 | 437,700 |
| 130 | 336,200 | 438,200 |
| 131 | 336,600 | 438,700 |
| 132 | 337,000 | 439,200 |
| 133 | 337,200 | 439,700 |
| 134 | 337,500 | 440,200 |
| 135 | 337,800 | 440,700 |
| 136 | 338,100 | 441,200 |
| 137 | 338,500 | 441,700 |
| 138 | 338,800 | 442,200 |

| | | | | | |
|-------|-----|---------|---------|---------|---------|
| | 139 | 339,100 | 442,700 | | |
| | 140 | 339,400 | 443,200 | | |
| | 141 | 339,600 | 443,700 | | |
| | 142 | 339,900 | 444,200 | | |
| | 143 | 340,200 | 444,700 | | |
| | 144 | 340,500 | 445,200 | | |
| | 145 | 340,700 | 445,700 | | |
| | 146 | 341,100 | 446,200 | | |
| | 147 | 341,500 | 446,700 | | |
| | 148 | 341,900 | 447,200 | | |
| | 149 | 342,300 | 447,700 | | |
| | 150 | 342,700 | 448,200 | | |
| | 151 | 343,100 | 448,700 | | |
| | 152 | 343,500 | 449,200 | | |
| | 153 | 343,700 | 449,700 | | |
| | 154 | 344,000 | | | |
| | 155 | 344,300 | | | |
| | 156 | 344,600 | | | |
| | 157 | 345,000 | | | |
| 再任用職員 | | 230,900 | 274,500 | 343,600 | 417,100 |

備考

- この表は、高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びに指導主事及び社会教育主事に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で高等学校に勤務する教頭であるものの給料月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

別表第2（第5条関係）

幼稚園教育職給料表

| 職員の区分 | 職務の級 号給 | 1級 | 2級 | 3級 |
|-------|------------|------|------|------|
| | | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| 再任用職員 | | 円 | 円 | 円 |

| | | | | |
|-------|----|---------|---------|---------|
| 以外の職員 | 1 | 144,300 | 159,500 | 328,100 |
| | 2 | 145,800 | 161,500 | 330,500 |
| | 3 | 147,300 | 163,500 | 332,900 |
| | 4 | 148,800 | 165,500 | 335,300 |
| | 5 | 150,400 | 167,600 | 337,600 |
| | 6 | 152,200 | 169,800 | 340,100 |
| | 7 | 154,000 | 172,000 | 342,600 |
| | 8 | 155,800 | 174,200 | 345,100 |
| | 9 | 157,500 | 176,400 | 347,400 |
| | 10 | 159,400 | 179,100 | 349,900 |
| | 11 | 161,300 | 181,800 | 352,400 |
| | 12 | 163,200 | 184,500 | 354,900 |
| | 13 | 165,200 | 187,200 | 357,100 |
| | 14 | 167,400 | 188,900 | 359,200 |
| | 15 | 169,600 | 190,600 | 361,300 |
| | 16 | 171,800 | 192,300 | 363,400 |
| | 17 | 174,000 | 193,800 | 365,300 |
| | 18 | 176,500 | 195,300 | 367,300 |
| | 19 | 179,000 | 196,800 | 369,300 |
| | 20 | 181,500 | 198,300 | 371,300 |
| | 21 | 183,800 | 199,800 | 373,300 |
| | 22 | 185,400 | 201,600 | 375,200 |
| | 23 | 187,000 | 203,400 | 377,100 |
| | 24 | 188,600 | 205,200 | 379,000 |
| | 25 | 190,300 | 206,800 | 380,800 |
| | 26 | 191,900 | 208,800 | 382,700 |
| | 27 | 193,500 | 210,800 | 384,600 |
| | 28 | 195,100 | 212,800 | 386,500 |
| | 29 | 196,700 | 214,600 | 388,200 |
| | 30 | 198,100 | 217,300 | 389,900 |
| | 31 | 199,500 | 220,000 | 391,600 |

| | | | |
|----|---------|---------|---------|
| 32 | 200,900 | 222,700 | 393,300 |
| 33 | 202,300 | 225,300 | 394,900 |
| 34 | 203,900 | 228,100 | 396,600 |
| 35 | 205,500 | 230,900 | 398,300 |
| 36 | 207,100 | 233,700 | 400,000 |
| 37 | 208,600 | 236,600 | 401,600 |
| 38 | 210,300 | 239,400 | 403,200 |
| 39 | 212,000 | 242,200 | 404,800 |
| 40 | 213,700 | 245,000 | 406,400 |
| 41 | 215,400 | 247,800 | 408,000 |
| 42 | 217,200 | 250,800 | 409,500 |
| 43 | 219,000 | 253,800 | 411,000 |
| 44 | 220,800 | 256,800 | 412,500 |
| 45 | 222,400 | 259,600 | 413,900 |
| 46 | 224,200 | 262,700 | 415,400 |
| 47 | 226,000 | 265,800 | 416,900 |
| 48 | 227,800 | 268,900 | 418,400 |
| 49 | 229,500 | 271,900 | 419,700 |
| 50 | 231,200 | 275,100 | 421,100 |
| 51 | 232,900 | 278,300 | 422,500 |
| 52 | 234,600 | 281,500 | 423,900 |
| 53 | 236,400 | 284,600 | 425,400 |
| 54 | 238,100 | 287,900 | 426,700 |
| 55 | 239,800 | 291,200 | 428,000 |
| 56 | 241,500 | 294,500 | 429,300 |
| 57 | 243,200 | 297,600 | 430,400 |
| 58 | 244,800 | 300,800 | 431,600 |
| 59 | 246,400 | 304,000 | 432,700 |
| 60 | 248,000 | 307,200 | 433,900 |
| 61 | 249,600 | 310,500 | 435,000 |
| 62 | 251,200 | 313,500 | 435,900 |

| | | | |
|----|---------|---------|---------|
| 63 | 252,800 | 316,500 | 436,800 |
| 64 | 254,400 | 319,500 | 437,700 |
| 65 | 255,800 | 322,500 | 438,700 |
| 66 | 257,400 | 324,900 | 439,600 |
| 67 | 259,000 | 327,300 | 440,500 |
| 68 | 260,600 | 329,700 | 441,400 |
| 69 | 262,100 | 332,000 | 442,100 |
| 70 | 263,500 | 334,300 | 442,800 |
| 71 | 264,900 | 336,600 | 443,500 |
| 72 | 266,300 | 338,900 | 444,200 |
| 73 | 267,800 | 341,300 | 445,000 |
| 74 | 269,100 | 343,700 | 445,600 |
| 75 | 270,400 | 346,100 | 446,200 |
| 76 | 271,700 | 348,500 | 446,800 |
| 77 | 272,900 | 350,700 | 447,300 |
| 78 | 274,100 | 352,700 | 447,800 |
| 79 | 275,300 | 354,700 | 448,300 |
| 80 | 276,500 | 356,700 | 448,800 |
| 81 | 277,600 | 358,600 | 449,400 |
| 82 | 278,800 | 360,600 | 449,900 |
| 83 | 280,000 | 362,600 | 450,400 |
| 84 | 281,200 | 364,600 | 450,900 |
| 85 | 282,300 | 366,400 | 451,300 |
| 86 | 283,300 | 368,200 | 451,800 |
| 87 | 284,300 | 370,000 | 452,300 |
| 88 | 285,300 | 371,800 | 452,800 |
| 89 | 286,300 | 373,500 | 453,200 |
| 90 | 287,100 | 375,100 | 453,700 |
| 91 | 287,900 | 376,700 | 454,200 |
| 92 | 288,700 | 378,300 | 454,700 |
| 93 | 289,600 | 380,000 | 455,100 |

| | | |
|-----|---------|---------|
| 94 | 290,400 | 381,400 |
| 95 | 291,200 | 382,800 |
| 96 | 292,000 | 384,200 |
| 97 | 292,700 | 385,500 |
| 98 | 293,500 | 386,800 |
| 99 | 294,300 | 388,100 |
| 100 | 295,100 | 389,400 |
| 101 | 296,000 | 390,600 |
| 102 | 296,600 | 391,800 |
| 103 | 297,200 | 393,000 |
| 104 | 297,800 | 394,200 |
| 105 | 298,300 | 395,200 |
| 106 | 298,800 | 396,200 |
| 107 | 299,300 | 397,200 |
| 108 | 299,800 | 398,200 |
| 109 | 300,100 | 399,200 |
| 110 | 300,600 | 400,300 |
| 111 | 301,100 | 401,400 |
| 112 | 301,600 | 402,500 |
| 113 | 301,900 | 403,300 |
| 114 | 302,300 | 404,300 |
| 115 | 302,700 | 405,300 |
| 116 | 303,100 | 406,300 |
| 117 | 303,600 | 407,400 |
| 118 | 304,000 | 408,300 |
| 119 | 304,400 | 409,200 |
| 120 | 304,800 | 410,100 |
| 121 | 305,100 | 410,800 |
| 122 | 305,500 | 411,700 |
| 123 | 305,900 | 412,600 |
| 124 | 306,300 | 413,500 |

| | | | | |
|-------|-----|---------|---------|---------|
| | 125 | 306,800 | 414,200 | |
| | 126 | | 415,000 | |
| | 127 | | 415,800 | |
| | 128 | | 416,600 | |
| | 129 | | 417,400 | |
| | 130 | | 418,200 | |
| | 131 | | 419,000 | |
| | 132 | | 419,800 | |
| | 133 | | 420,400 | |
| | 134 | | 420,800 | |
| | 135 | | 421,200 | |
| | 136 | | 421,600 | |
| | 137 | | 422,000 | |
| | 138 | | 422,400 | |
| | 139 | | 422,800 | |
| | 140 | | 423,200 | |
| | 141 | | 423,700 | |
| | 142 | | 424,100 | |
| | 143 | | 424,500 | |
| | 144 | | 424,900 | |
| | 145 | | 425,400 | |
| | 146 | | 425,800 | |
| | 147 | | 426,200 | |
| | 148 | | 426,600 | |
| | 149 | | 427,100 | |
| | 150 | | 427,500 | |
| | 151 | | 427,900 | |
| | 152 | | 428,300 | |
| | 153 | | 428,700 | |
| 再任用職員 | | 219,800 | 271,300 | 335,900 |

備考

- 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で幼稚園に勤務する園長であるものの給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年12月1日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員等が受けていた号給等の基礎)

- 3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、改正前の静岡市教育職員の給与に関する条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(切替前給料に係る経過措置)

- 4 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年静岡市条例第125号。以下「旧改正条例」という。）附則第6項の規定による給料を支給される職員で、その者の受ける給料月額が附則別表左欄に掲げる平成19年4月1日（次項及び附則第6項において「切替日」という。）の前日においてその者が受けていた給料月額（附則別表において「切替前給料月額」という。）に対応する同表右欄に掲げる調整給料月額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、旧改正条例附則第6項の規定にかかわらず、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項の規定による給料を支給される職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、旧改正条例附則第7項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、旧改正条例附則第8項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めると

ころにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

- 7 前3項の規定による給料を支給される職員に関する改正後の静岡市教育職員の給与に関する条例第9条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第 号）附則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（委任）

- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

（静岡市立の高等学校等教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正）

- 9 静岡市立の高等学校等教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成15年静岡市条例第260号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（静岡市教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第 号）附則第4項から第6項までの規定による給料を支給される職員に関する第3条第1項の規定の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市条例第 号）附則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額」とする。

附則別表

（1）高等学校等教育職給料表の適用を受ける職員

| 切替前給料月額 | 調整給料月額 |
|---------|---------|
| 円 | 円 |
| 362,100 | 360,200 |
| 393,800 | 391,700 |
| 400,500 | 398,400 |
| 406,900 | 404,700 |
| 408,500 | 406,300 |
| 413,000 | 410,800 |
| 418,000 | 415,800 |
| 423,000 | 420,700 |

| | |
|---------|---------|
| 426,700 | 424,400 |
| 427,500 | 425,200 |
| 435,600 | 433,300 |
| 439,500 | 437,200 |
| 442,100 | 439,700 |
| 444,700 | 442,300 |
| 447,300 | 444,900 |
| 449,800 | 447,400 |
| 452,400 | 450,000 |
| 455,000 | 452,600 |
| 456,300 | 453,900 |
| 457,600 | 455,200 |
| 460,800 | 458,300 |
| 463,700 | 461,200 |
| 465,300 | 462,800 |
| 469,500 | 467,000 |
| 471,200 | 468,700 |
| 476,300 | 473,800 |
| 478,500 | 475,900 |
| 486,500 | 483,900 |
| 490,900 | 488,300 |
| 496,600 | 494,000 |
| 498,800 | 496,100 |
| 500,300 | 497,700 |
| 505,700 | 503,000 |
| 509,700 | 507,000 |
| 521,700 | 518,900 |

(2) 幼稚園教育職給料表の適用を受ける職員

| 切替前給料月額 | 調整給料月額 |
|---------|--------|
| 円 | 円 |

| | |
|---------|---------|
| 426,600 | 424,300 |
| 428,800 | 426,500 |
| 435,300 | 433,000 |
| 460,300 | 457,900 |
| 463,200 | 460,800 |
| 465,700 | 463,300 |
| 473,200 | 470,700 |

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月12日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第157号

静岡市国民健康保険条例の一部を改正する条例

静岡市国民健康保険条例（平成16年静岡市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「35万円」を「38万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の静岡市国民健康保険条例第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

静岡市市民活動センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月12日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第158号

静岡市市民活動センター条例の一部を改正する条例

静岡市市民活動センター条例（平成18年静岡市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

| | | |
|---------------|-----------------|---|
| 静岡市清水市民活動センター | 静岡市清水区港町二丁目1番1号 | を |
|---------------|-----------------|---|

」

「

| | | |
|---------------|-----------------|---|
| 静岡市番町市民活動センター | 静岡市葵区一番町50番地 | に |
| 静岡市清水市民活動センター | 静岡市清水区港町二丁目1番1号 | |

」

改める。

第3条中「静岡市清水市民活動センター」を「前条の表に掲げる市民活動センター」に改める。

第4条第1項ただし書中「センターの施設」を「静岡市清水市民活動センターの施設」に改める。

第6条第1号中「事務ブース」の次に「、貸事務室」を加え、同条第2号中「第1会議室及び第2会議室」を「会議室」に改める。

第8条第1項中「事務ブース」の次に「、貸事務室及びロッカー」を加え、同条第2項中「前項」を「事務ブース及び貸事務室の利用の許可」に、「当該事務ブース」を「当該施設」に改め、同条に次の2項を加える。

3 ロッカーの利用の許可の期間は、利用しようとするものの申請に基づき、これを更新することができる。

4 第1項の規定は、前2項の規定により更新する許可の期間について準用する。

第10条第1項中「第7条第1項の規定による」を「事務ブース等の」に改め、同条第2項中「のうち事務ブース」の次に「及び貸事務室」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

1 静岡市番町市民活動センター

(1) 事務ブース、貸事務室及びロッカー使用料

| 区 分 | 単 位 | 使用料 |
|-------|-----------|---------|
| 事務ブース | 1ブース1月につき | 5,000円 |
| 貸事務室 | 1室1月につき | 15,000円 |
| ロッカー | 1個1月につき | 300円 |

備考 利用期間に1月に満たない端数がある場合は、これを1月として計算する。

(2) 会議室使用料

| 室名 | 収容 人員 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前・ 午後 | 午後・ 夜間 | 全日 |
|----------|----------|--------------------|----------------------|-----------------------------|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | | 午前9時 から正午 まで | 午後1時 から午後 5時まで | 午後6時 から午後 9時30分 まで | 午前9時 から午後 5時まで | 午後1時 から午後 9時30分 まで | 午前9時 から午後 9時30分 まで |
| 大会議 室 | 60人 | 1,200円 | 1,600円 | 1,800円 | 2,600円 | 3,000円 | 4,400円 |
| 中会議 室 | 30人 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,500円 | 2,200円 |
| 小会議 室 | 15人 | 300円 | 400円 | 450円 | 650円 | 750円 | 1,100円 |

備考 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後6時まで）及び午前・午後（午前9時から午後6時まで）の区分とし、大会議室の午前の使用料にあつては1,200円と、午後の使用料にあつては2,000円と、午前・午後の使用料にあつては3,000円とし、中会議室の午前の使用料にあつては600円と、午後の使用料にあつては1,000円と、午前・午後の使用料にあつては1,500円とし、小会議室の午前の使用料にあつては300円と、午後の使用料にあつては500円と、午前・午後の使用料にあつては750円とする。

2 静岡市清水市民活動センター

(1) 事務ブース及びロッカー使用料

| 区 分 | 単 位 | 使用料 |
|-----|-----|-----|
|-----|-----|-----|

| | | |
|-------|-----------|--------|
| 事務ブース | 1ブース1月につき | 5,000円 |
| ロッカー | 1個1月につき | 300円 |

備考 利用期間に1月に満たない端数がある場合は、これを1月として計算する。

(2) 会議室使用料

| 室名 | 収容 人員 | 午前 | 午後 | 夜間 | 午前・ 午後 | 午後・ 夜間 | 全日 |
|-----------|----------|--------------------|----------------------|-----------------------------|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | | 午前9時 から正午 まで | 午後1時 から午後 5時まで | 午後6時 から午後 9時30分 まで | 午前9時 から午後 5時まで | 午後1時 から午後 9時30分 まで | 午前9時 から午後 9時30分 まで |
| 第1会 議室 | 28人 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,500円 | 2,200円 |
| 第2会 議室 | 24人 | 600円 | 800円 | 900円 | 1,300円 | 1,500円 | 2,200円 |

備考 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日については、午前（午前9時から正午まで）、午後（午後1時から午後6時まで）及び午前・午後（午前9時から午後6時まで）の区分とし、午前の使用料にあつては600円と、午後の使用料にあつては1,000円と、午前・午後の使用料にあつては1,500円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して12月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 静岡市番町市民活動センターに係る指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、静岡市市民活動センター条例第20条から第22条までの規定の例により行うことができる。

静岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年12月12日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第159号

静岡市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する条例

静岡市老人デイサービスセンター条例（平成15年静岡市条例第143号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

| | |
|-------------------------|--------------------|
| 静岡市清水有度老人デイサービスセンター | 静岡市清水区草薙杉道三丁目10番7号 |
| 静岡市清水社会福祉会館老人デイサービスセンター | 静岡市清水区宮代町1番1号 |

を

」

「

| | |
|-------------------------|---------------|
| 静岡市清水社会福祉会館老人デイサービスセンター | 静岡市清水区宮代町1番1号 |
|-------------------------|---------------|

に

」

改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

静岡市めざせ茶どころ日本一条例をここに公布する。

平成20年12月12日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市条例第160号

静岡市めざせ茶どころ日本一条例

静岡市では、「養生の仙薬」といわれるお茶が鎌倉時代から栽培されてきた。市域の至る所に

産地があり、静岡のお茶として全国的に有名な緑茶が生産されている。静岡市は、全国有数のお茶の集散地であり、茶業は、本市にとって重要な産業となっている。また、お茶に関する文化や伝統は、私たちの生活に深く浸透し、お茶は、私たちが豊かで健康的な生活を送る上で欠かせないものとなっている。

しかしながら、近年、生活様式や流通の変化により茶業の収益性及び集散地としての機能が低下し、静岡のお茶を取り巻く環境は、非常に厳しいものとなっている。

私たちは、先人たちが築き上げてきたお茶の伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に引き継ぐため、この危機的な状況に立ち向かわなければならない。そのためには、市、市民及び茶業者その他の事業者等が互いに連携し、静岡のお茶により、だれもが心いやされ、交流の輪を広げられるように、静岡のお茶の魅力を高めていくための施策を総合的かつ計画的に推進していかなければならない。

そこで、私たちは、静岡のお茶に関する産業の振興及び市民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目指し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための基本理念並びに茶業者、市民及び市の役割を明らかにするとともに、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項を定め、もって静岡のお茶に関する産業の振興及び市民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 静岡のお茶 静岡市内において生産され、加工され、又は流通するお茶をいう。
- (2) 茶業 静岡のお茶の生産、加工又は流通に関する事業をいう。
- (3) 茶業者 茶業を営む者をいう。

(基本理念)

第3条 静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための基本理念は、次に定めるところとする。

- (1) 静岡のお茶は、その伝統及び文化が尊重されるとともに、新たな価値及び需要が創造されることにより、常にその魅力が高められなければならない。
- (2) 茶業は、地域社会の活性化に貢献する持続的な産業として育成されなければならない。
- (3) 市内の茶産地の環境は、安全かつ良質なお茶を将来にわたり安定的に供給することがで

きるように保全されなければならない。

- (4) 静岡のお茶に関する情報を広く発信するとともに、日本一の茶どころにふさわしいまちづくりを行うことによって、静岡のお茶を中心とした交流が促進されなければならない。

(茶業者の役割)

第4条 茶業者は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）の実現に向けて主体的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 茶業者は、基本理念に基づき、市が実施する静岡のお茶に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

- 3 茶業者は、市、市民、茶業者以外の事業者、団体等との連携を図り、静岡のお茶に関する伝統及び文化の普及並びに新たな価値及び需要の創出に努めるものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に基づき、静岡のお茶の伝統及び文化に関する理解を深め、静岡のお茶により、健康で潤いのある暮らしを築くよう努めるものとする。

(市の役割)

第6条 市は、基本理念に基づき、静岡のお茶に関する伝統、文化、産業等を守り、静岡市を日本一の茶どころとして育て次代に継承していくための施策（以下「茶どころ日本一施策」という。）を実施しなければならない。

- 2 市は、茶どころ日本一施策の実施に当たっては、市民及び茶業者その他の事業者、団体等（以下「茶業者等」という。）の意見を聴くとともに、国及び静岡県の施策との密接な連携を図らなければならない。

(静岡市茶どころ日本一計画)

第7条 市長は、茶どころ日本一施策を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画との整合性を図りながら静岡市茶どころ日本一計画（以下「茶どころ日本一計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 茶どころ日本一計画に定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 茶業の健全な経営の確立のための施策に関すること。
- (2) 茶業の後継者の育成のための施策に関すること。
- (3) 茶産地の環境の保全、水源のかん養その他日本一の茶どころにふさわしい自然環境の保全のための施策に関すること。
- (4) 安全かつ良質なお茶の安定的な供給のための施策に関すること。
- (5) 市民の暮らしの中で静岡のお茶を活用するための施策に関すること。

- (6) 茶葉の新しい利用方法の考案のための施策に関する事。
 - (7) 日本一の茶どころにふさわしいまち並みづくりに関する事。
 - (8) 静岡のお茶に関する情報の発信に関する事。
 - (9) 前各号までに掲げるもののほか、茶どころ日本一施策の推進に関する事。
- 3 市長は、茶どころ日本一計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ、次条に規定する静岡市茶どころ日本一委員会に諮問するとともに、市民及び茶業者等の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、茶どころ日本一計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、市議会に報告するとともに、これを公表しなければならない。

(静岡市茶どころ日本一委員会)

第8条 茶どころ日本一施策を円滑に推進するため、静岡市茶どころ日本一委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、茶どころ日本一施策の推進に関し必要な事項について調査審議するものとする。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(お茶の日)

第9条 静岡のお茶に親しみ、静岡のお茶の伝統、文化、産業等について理解を深め、その魅力を国内外へ発信するため、お茶の日を設ける。

- 2 お茶の日は、委員会の意見を聴いて市長が定めるものとする。
- 3 市は、お茶の日の普及啓発に努めるものとする。

(行政上の措置)

第10条 市は、茶どころ日本一計画に基づき、市の施設及び市の主催する行事、学校教育その他の市の行う諸活動において静岡のお茶を活用するために必要な行政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市長は、茶どころ日本一計画を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市議会への報告等)

第12条 市長は、毎年度、茶どころ日本一施策の実施の状況について市議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めがあるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

規 則

静岡市規則第213号

静岡市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年11月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則

(静岡市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第1条 静岡市職員の育児休業等に関する規則（平成15年静岡市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する条例」を「静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」に改める。

(静岡市職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第2条 静岡市職員の通勤手当に関する規則（平成15年静岡市規則第37号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第1項第3号中「静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する条例」を「静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」に、「公益法人派遣」を「公益的法人派遣」に改める。

第17条の4第2項中「公益法人派遣」を「公益的法人派遣」に改める。

(静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第3条 静岡市職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成15年静岡市規則第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第8号中「静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する条例」を「静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

静岡市規則214号

静岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年11月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則の一部を改正する規則

静岡市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する規則（平成15年静岡市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「法第260条の2第15項の規定により準用される民法（明治29年法律第89号）第56条」を「法第260条の9」に改め、同条第2号中「法第260条の2第15項の規定により準用される民法第57条」を「法第260条の10」に改め、同条第3号中「法第260条の2第15項の規定により準用される民法第74条又は第75条」を「法第260条の24又は第260条の25」に改める。

第6条第5号及び第8条第3号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

第11条第1項第2号中「法第260条の2第15項の規定により準用される民法第68条の規定に基づき」を「法第260条の20の規定により」に改める。

様式第1号中「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、「事務所」を「主たる事務所」に改める。

様式第2号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

様式第3号中「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、「事務所」を「主たる事務所」に改める。

様式第4号中「事務所」を「主たる事務所」に改める。

様式第5号中「静岡市長 様」を「(あて先) 静岡市長」に、「事務所」を「主たる事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

静岡市規則第215号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年11月28日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則（平成15年静岡市規則第71号）の一部を次のように改正する。
様式第50号（裏）中「社団法人」、「財団法人」を「一般社団法人」、「一般財団法人」に改め、「有限会社」を削る。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

静岡市規則第216号

静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年11月28日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行細則の一部を改正する規則

静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行細則（平成17年静岡市規則第73号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「第40条において準用する民法（明治29年法律第89号）第77条第2項」を「第31条の8」に改める。

第22条第1項中「第40条において準用する民法83条」を「第32条の3」に改める。

様式第6号中「において準用する民法第51条第1項の設立」を「の成立」に改める。

様式第23号中「第40条において準用する民法第77条第2項」を「第31条の8」に改める。

様式第24号中「第40条において準用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行細則の様式により提出されている申請書は、改正後の静岡市特定非営利活動促進法施行条例施行細則の相当する様式により提出された申請書とみなす。

静岡市規則第217号

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年11月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

静岡市児童福祉法等施行細則（平成15年静岡市規則第110号）の一部を次のように改正する。

様式第8号の16中「同一施設内」を「同一所在地」に、「社団法人」「財団法人」を「一般社団法人」「一般財団法人」に改め、「有限会社」を削る。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

静岡市規則第218号

静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年11月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市医療法施行細則の一部を改正する規則

静岡市医療法施行細則（平成15年静岡市規則第135号）の一部を次のように改める。

第2条第1項第29号中「第55条第3項」を「第55条第6項」に改め、同項第30号中「第55条第5項」を「第55条第8項」に改め、同項第36号中「第68条において準用する民法（明治29年法律第89号）第57条」を「第46条の4第6項」に改める。

様式第38号中「第55条第3項」を「第55条第6項」に改める。

様式第39号中「第55条第5項」を「第55条第8項」に改める。

様式第45号中「第68条」を「第46条の4第6項」に改める。

様式第62号中「第55条第3項」を「第55条第6項」に改める。

様式第66号中「第68条」を「第48条の4第6項」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

静岡市規則第219号

静岡市墓地、埋葬等に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年11月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市墓地、埋葬等に関する法律等の施行に関する規則の一部を改正する規則

静岡市墓地、埋葬等に関する法律等の施行に関する規則（平成15年静岡市規則第141号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、寄附行為」を削る。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

静岡市規則第220号

静岡市農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年11月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市農業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

静岡市農業協同組合法施行細則（平成17年静岡市規則第49号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

| | | |
|--|-------|---|
| 法第40条第1項（法第48条第7項において準用する場合を含む。）の規定による仮理事選任、仮監事選任、総会招集又は総代会招集請求書 | 様式第3号 | を |
|--|-------|---|

」

「

| | | |
|--|-------|----|
| 法第40条第1項（法第48条第7項において準用する場合を含む。）又は第3項の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任、一時監事の職務を行うべき者の選任、一時代表理事の職務を行うべき者の選任、総会招集又は総代会招集請求書 | 様式第3号 | に、 |
|--|-------|----|

」

「

| | | |
|---|--------|---|
| 法第72条の13第2項の規定による農事組合法人定款変更届出書 | 様式第10号 | を |
| 法第72条の16第4項の規定による農事組合法人成立届出書 | 様式第11号 | |
| 法第72条の17第2項の規定による農事組合法人解散届出書 | 様式第12号 | |
| 法第72条の18第3項の規定による農事組合法人合併届出書 | 様式第13号 | |
| 法第73条第2項において準用する民法（明治29年法律第89号）第56条の規定による農事組合法人仮理事選任請求書 | 様式第14号 | |
| 法第73条第4項において準用する民法第83条の規定による農事組合法人清算結了届出書 | 様式第15号 | |

」

「

| | |
|--|--------|
| 法第72条の12の6の規定による農事組合法人の一時理事の職務を行うべき者の選任請求書 | 様式第10号 |
| 法第72条の13第2項の規定による農事組合法人定款変更届出書 | 様式第11号 |
| 法第72条の16第4項の規定による農事組合法人成立届出書 | 様式第12号 |
| 法第72条の17第2項の規定による農事組合法人解散届出書 | 様式第13号 |
| 法第72条の18第3項の規定による農事組合法人合併届出書 | 様式第14号 |
| 法第72条の18の10の規定による農事組合法人清算終了届出書 | 様式第15号 |

に

改める。

様式第3号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第6号中「農民」を「農業者」に、「の組合員たる」を「ただし書に規定する」に改める。

様式第9号その1中「の組合員たる資格を有する者である」を「に規定する要件に適合する」に改める。

様式第14号を削り、様式第13号を様式第14号とし、様式第10号から様式第12号までを1様式ずつ繰り下げる。

様式第9号の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

様式第15号中「第73条第4項において準用する民法第83条」を「第72条の18の10」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

静岡市規則第221号

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年12月1日

静岡市長 小 嶋 善 吉

静岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市税条例施行規則(平成15年静岡市規則第59号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「民法(明治29年法律第89号)第34条の公益法人及び」を「公益社団法人及び公益財団法人並びに」に改める。

第7条第2号ウ中「、社会福祉法人及び民法第34条に規定する公益法人」を「及び社会福祉法人並びに公益社団法人及び公益財団法人」に改める。

第11条第2項の表第5号中「中小企業振興事業団法」を「廃止前の中小企業振興事業団法」に改め、同表第6号中「商工組合中央金庫」を「株式会社商工組合中央金庫」に改める。

第15条中第32号を第33号とし、第17号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 熱損失防止改修住宅等申告書 様式第114号の2の4

様式第50号(その3)備考中「市民税(法人等)」を「法人の市民税」に改める。

様式第59号備考2、様式第60号備考2、様式第61号備考及び様式第62号備考1中「市民税(法人等)」を「法人の市民税」に改める。

様式第66号(その1)、様式第94号(その3)、様式第95号(その2)及び様式第96号(その2)中「法人等」を「法人」に改める。

様式第114号の2の3の次に次の1様式を加える。

【様式は掲載省略】

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の静岡市税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

静岡市規則第222号

静岡市蒲原文化センター条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

平成20年12月8日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市蒲原文化センター条例施行規則を廃止する規則
静岡市蒲原文化センター条例施行規則（平成18年静岡市規則第45号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第223号

静岡市認知症対応型共同生活介護事業所条例施行規則を廃止する規則をここに制定する。

平成20年12月8日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市認知症対応型共同生活介護事業所条例施行規則を廃止する規則
静岡市認知症対応型共同生活介護事業所条例施行規則（平成15年静岡市規則第99号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第224号

静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年12月10日

静岡市長 小嶋善吉

静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則の一部を改正する規則

静岡市感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行細則（平成15年静岡市規則第134号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「による生活保護」の次に「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）の規定による支援給付」を加える。

別表中「150万円」を「147万円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会規則

静岡市議会規則第1号

静岡市議会会議規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年11月19日

静岡市議会議長 城内 里

静岡市議会会議規則の一部を改正する規則

静岡市議会会議規則（平成15年静岡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第77条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会規則

静岡市教育委員会規則第35号

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年11月18日

静岡市教育委員会

委員長 後藤 康雄

静岡市立高等学校学則の一部を改正する規則

静岡市立高等学校学則（平成19年静岡市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第54条の6」を「第78条」に改める。

別表中「680人」を「640人」に改める。

附 則

この規則中第15条第1項の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は平成21年4月1日から施行する。

人事委員会規則

静岡市人事委員会規則第9号

静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年11月17日

静岡市人事委員会

委員長 向 坂 達 也

静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する規則等の一部を改正する規則

（静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する規則の一部改正）

第1条 静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する規則

第1条中「静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する条例」を「静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

(静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正)

第2条 静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第25号)の一部を次のように改正する。

第16条第3号中「静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する条例」を「静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」に改める。

第20条第1項、第35条第1号、第38条及び第39条(見出しを含む。)中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

別表第8中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

(静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の一部改正)

第3条 静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第26号)の一部を次のように改正する。

第10条第3号中「静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する条例」を「静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」に改める。

第11条第4項、第20条第1号、第23条及び第24条(見出しを含む。)中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

(静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正)

第4条 静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成19年静岡市人事委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第9号カ中「静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する条例」を「静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第10号及び第11号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第4条第1項第3号中「公益法人等派遣条例」を「静岡市職員の公益法人等への派遣等に関する条例(平成15年静岡市条例第36号)」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第10号

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成20年11月17日

静岡市人事委員会

委員長 向坂達也

職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則

職員団体の登録等に関する規則（平成17年静岡市人事委員会規則第23号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和53年法律第80号。以下「法人格付与法」という。）第3条第1項」に改め、同条第2項中「法第54条」を「法人格付与法第3条第1項」に改める。

様式第7号及び様式第8号中「地方公務員法第54条」を「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

静岡市人事委員会規則第11号

静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則をここに制定する。

平成20年11月28日

静岡市人事委員会

委員長 向坂達也

静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成20年静岡市

条例第155号)附則第5項から第7項まで及び静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成20年静岡市条例第156号)附則第4項から第6項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 改正給与条例 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成20年静岡市条例第155号)をいう。
- (2) 改正教育職員給与条例 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成20年静岡市条例第156号)をいう。
- (3) 旧改正給与条例 静岡市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年静岡市条例第124号)をいう。
- (4) 旧改正教育職員給与条例 静岡市教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年静岡市条例第125号)をいう。
- (5) 経過措置規則 静岡市職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則(平成19年静岡市人事委員会規則第7号)をいう。
- (6) 切替日 平成19年4月1日をいう。
- (7) 施行日 この規則の施行の日をいう。
- (8) 初任給基準異動 給料表の適用を異にしない静岡市職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第25号。以下「初任給規則」という。)別表第6又は静岡市教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則(平成17年静岡市人事委員会規則第26号。以下「教育職員初任給規則」という。)別表第5その1若しくは別表第5その2に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。
- (9) 降格 職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。
- (10) 休職等期間 次に掲げる期間をいう。
 - ア 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第2項又は静岡市職員の分限に関する条例(平成15年静岡市条例第28号)第2条の規定により休職にされていた期間
 - イ 地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間
 - ウ 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間
 - エ 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」と

いう。)第2条の規定により育児休業をしていた期間

オ 静岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成15年静岡市条例第34号。以下「勤務時間条例」という。)第14条に規定する病気休暇又は同条例第16条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間

カ 静岡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例(平成15年静岡市条例第36号。以下「公益的法人等派遣条例」という。)第2条第1項の規定により派遣されていた期間

キ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される静岡市職員の処遇等に関する条例(平成15年静岡市条例第37号)第2条第1項の規定により派遣されていた期間

(11) 復職時調整 初任給規則第38条、教育職員初任給規則第23条、静岡市職員の育児休業等に関する条例(平成15年静岡市条例第35号。以下「育児休業条例」という。)第8条及び公益的法人等派遣条例第6条の規定による号給の調整をいう。

(12) 人事交流等職員 切替日以降に、国家公務員、他の地方公共団体の職員、公益的法人等派遣条例第12条第1号に規定する退職派遣者その他人事委員会が定めるこれらに準ずる者であった者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となった者をいう。

(改正給与条例附則第5項等に規定する人事委員会規則で定める職員)

第3条 改正給与条例附則第5項及び改正教育職員給与条例附則第4項の規定(以下「改正給与条例附則第5項等の規定」という。)による人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 施行日以降に初任給基準異動をした職員

(2) 施行日以降に降格をした職員

(3) 切替日前に休職等期間がある職員であって、施行日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされたもの

(4) 施行日以降に育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務(次条第1項第4号において「育児短時間勤務」という。)を始めた職員

(5) 施行日以降に初任給規則別表第1(1)行政職給料表級別職務分類表に定める5級、6級、7級又は8級にその職務の級を決定された職員(任用の事情を考慮して任命権者が定める職員を除く。)

(6) 施行日以降に人事委員会の承認を得てその号給を決定された職員

(改正給与条例附則第6項等の規定による給料の支給)

第4条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号

に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会が定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第6項及び改正教育職員給与条例附則第5項の規定（以下「改正給与条例附則第6項等の規定」という。）による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第5号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に当該異動があったものとした場合（施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあつては、施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に初任給規則第24条又は同規則第26条において準用する同規則第24条（これらの規定を教育職員初任給規則第26条において準用する場合を含む。）の規定並びに旧改正給与条例附則第9項又は旧改正教育職員給与条例附則第7項及び経過措置規則第4条の規定により同日に受けることとなる給料月額に相当する額と同額の改正給与条例附則別表又は改正教育職員給与条例附則別表の切替前給料月額欄に定める額に対応する調整給料月額欄の額
- (2) 降格をした場合（第5号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日において当該降格後の職務の級に降格をしたものとした場合（施行日以降に降格を2回以上した場合にあつては、施行日の前日にそれらの降格を順次したものとした場合）に初任給規則第22条又は教育職員初任給規則第13条の規定並びに旧改正給与条例附則第9項又は旧改正教育職員給与条例附則第7項及び経過措置規則第4条の規定により同日に受けることとなる給料月額に相当する額と同額の改正給与条例附則別表又は改正教育職員給与条例附則別表の切替前給料月額欄に定める額に対応する調整給料月額欄の額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第5号に掲げる場合を除く。） 施行日の前日に復職時調整をされたものとした場合に初任給規則第38条若しくは教育職員初任給規則第23条又は育児休業条例第8条若しくは公益的法人等派遣条例第6条の規定により同日に受けることとなる給料月額に相当する額と同額の改正給与条例附則別表又は改正教育職員給与条例附則別表の切替前給料月額欄に定める額に対応する調整給料月額欄の額
- (4) 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
 - ア 育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員 育児短時間勤務を始めた日の前日に受けていた改正給与条例附則第5項から第7項まで又は改正教育職員給与条例附則第4項から第6項までの規定による調整給料月額に勤務時間

条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ アに掲げる職員以外の職員 改正給与条例附則第5項から第7項まで又は改正教育職員給与条例附則第4項から第6項までの規定による調整給料月額

(5) 人事委員会の承認を得てその号給を決定された場合 人事委員会が定める額

2 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であつて、その者の受ける給料月額が人事委員会が定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第6項等の規定による給料として支給する。

(改正給与条例附則第7項等の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員（当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に初任給規則第16条（教育職員初任給規則第26条において準用する場合を含む。）の規定並びに旧改正給与条例附則第10項又は旧改正教育職員給与条例附則第8項及び経過措置規則第5条の規定により同日において受けることとなる給料月額に相当する額（人事委員会が定める職員にあつては、人事委員会が定める額）と同額の改正給与条例附則別表又は改正教育職員給与条例附則別表の切替前給料月額欄に定める額に対応する調整給料月額欄の額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、改正給与条例附則第7項及び改正教育職員給与条例附則第6項の規定（以下「改正給与条例附則第7項等の規定」という。）による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなったものに対しては、その者が施行日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる給料の額に相当する額と同額の改正給与条例附則別表又は改正教育職員給与条例附則別表の切替前給料月額欄に定める額に対応する調整給料月額欄の額を、改正給与条例附則第7項等の規定による給料として支給する。

(この規則により難い場合の措置)

第6条 改正給与条例附則第5項等の規定、改正給与条例附則第6項等の規定及び改正給与条例附則第7項等の規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

訓 令

静岡市訓令第33号

各局

各区役所

静岡市職員の辞令書の交付等に関する規程（平成15年静岡市訓令第9号）の一部を次のように改正する。

平成20年11月28日

静岡市長 小 嶋 善 吉

別記の1（66）及び（67）中「静岡市職員の公益法人等への派遣に関する条例」を「静岡市職員の公益的法人等への派遣に関する条例」に改める。

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。

告 示

静岡市告示第579号

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第22条第1項に規定する助産の実施、法第23条第1項に規定する母子保護の実施、法第27条第1項第3号に規定する措置又は法第27条第2項に規定する委託措置に関し、静岡市児童福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第110号）第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年12月1日

静岡市長 小嶋善吉

1 助産の実施、母子保護の実施及び児童福祉施設への措置

(1) 入所者の年齢が20歳未満である場合

| 各月初日の措置児童の属する世帯の階層区分 | | 入所施設 | 知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部及び母子生活支援施設 | |
|----------------------|---|---------------------|--|----------------|
| 階層区分 | 定義 | | 徴収金基準額 (月額) | 徴収金基準額 (月額) |
| A | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯 | | 0円 | 0円 |
| B | A階層を除き当該年度分の市町村民税の非課税世帯 | | 2,200円 | 1,100円 |
| C 1 | A階層及びD階層を除き当 | 均等割の額のみ（所得割の額のない世帯） | 4,500円 | 2,200円 |
| C 2 | 該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区 | 所得割の額がある世帯 | 6,600円 | 3,300円 |

| | | | | |
|-----|--------------|----------------------|--|--|
| | 分に該当する世帯 | | | |
| D 1 | A 階層及び B 階層 | 15,000円以下 | 9,000円 | 4,500円 |
| D 2 | を除き前年分の所得税課税 | 15,001円以上40,000円以下 | 13,500円 | 6,700円 |
| D 3 | 世帯であって、その | 40,001円以上70,000円以下 | 18,700円 | 9,300円 |
| D 4 | 所得税の額の区分が次の区 | 70,001円以上183,000円以下 | 29,000円 | 14,500円 |
| D 5 | 分に該当する世帯 | 183,001円以上403,000円以下 | その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額（全額徴 収。ただし、その 額が41,200円を超 えるときは41,200 円とする。） | 20,600円 |
| D 6 | | 403,001円以上703,000円以下 | その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額（全額徴 収。ただし、その 額が54,200円を超 えるときは54,200 円とする。） | その月のその措置 児童等（母子生活 支援施設について は、入所世帯とす る。以下同じ。） に係る措置費の支 弁額（全額徴収。 ただし、その額が2 7,100円を超える ときは27,100円と |

| | | | |
|-----|--------------------------|--|---|
| | | | する。) |
| D 7 | 703,001円以上1,078,000円以下 | その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額（全額徴 収。ただし、その 額が68,700円を超 えるときは68,700 円とする。） | その月のその措置 児童等に係る措置 費の支弁額（全額 徴収。ただし、そ の額が34,300円を 超えるときは34,3 00円とする。） |
| D 8 | 1,078,001円以上1,632,000円以下 | その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額（全額徴 収。ただし、その 額が85,000円を超 えるときは85,000 円とする。） | その月のその措置 児童等に係る措置 費の支弁額（全額 徴収。ただし、そ の額が42,500円を 超えるときは42,5 00円とする。） |
| D 9 | 1,632,001円以上2,303,000円以下 | その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額（全額徴 収。ただし、その 額が102,900円を 超えるときは102, 900円とする。） | その月のその措置 児童等に係る措置 費の支弁額（全額 徴収。ただし、そ の額が51,400円を 超えるときは51,4 00円とする。） |
| D10 | 2,303,001円以上3,117,000円以下 | その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額（全額徴 収。ただし、その 額が122,500円を 超えるときは122, 500円とする。） | その月のその措置 児童等に係る措置 費の支弁額（全額 徴収。ただし、そ の額が61,200円を 超えるときは61,2 00円とする。） |

| | | | |
|---|--------------------------|--|---|
| D11 | 3,117,001円以上4,173,000円以下 | その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額（全額徴 収。ただし、その 額が143,800円を 超えるときは143, 800円とする。） | その月のその措置 児童等に係る措置 費の支弁額（全額 徴収。ただし、そ の額が71,900円を 超えるときは71,9 00円とする。） |
| D12 | 4,173,001円以上5,334,000円以下 | その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額（全額徴 収。ただし、その 額が166,600円を 超えるときは166, 600円とする。） | その月のその措置 児童等に係る措置 費の支弁額（全額 徴収。ただし、そ の額が83,300円を 超えるときは83,3 00円とする。） |
| D13 | 5,334,001円以上6,674,000円以下 | その月のその措置 児童に係る措置費 の支弁額（全額徴 収。ただし、その 額が191,200円を 超えるときは191, 200円とする。） | その月のその措 置児童等に係る措 置費の支弁額（全 額徴収。ただし、 その額が95,600円 を超えるときは9 5,600円とする。） |
| D14 | 6,674,001円以上 | 全額徴収 | 全額徴収 |
| 備考 | | | |
| <p>1 この表のC 1階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C 2階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割</p> | | | |

の額とする。

2 この表のD1～D14階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第3項、第41条の2、第41条の19の2第1項並びに第41条の19の3第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条

3 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設、乳児院、肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、肢体不自由児療護施設、重症心身障害児施設、助産施設及び里親をいう。

4 入所者の年齢が20歳以上の場合は、上表にかかわらず、(1) 当分の間徴収金基準額（D14階層を除く。）に2分の1を乗じて得た額（100円未満切捨て）を徴収金基準額とし、(2) B階層に属する世帯の徴収金基準額は0円とする。

5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

(1) 「単身世帯」…扶養義務者のいない世帯

(2) 「母子世帯等」…母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯

(3) 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により障害児施設を利用する児童、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の受給者（障害者自立支援法第5条第5項、第6項、第13項、第14項及び第15項のサービスに限る。）又は障害者自立支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

- イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) 「その他の世帯」…保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による市長が認めた世帯
- 6 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額（4の適用後の基準額を含む。）に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。
- ただし、平成18年10月1日以降において、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第24条の2の障害児施設給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収基準額×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収又は日割りであること若しくは児童自立支援施設通所部、情緒障害児短期治療施設通所部、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担（補助）金について（平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号厚生労働事務次官通知（以下「0223004号通知」という。））」の別表5－1障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部の徴収基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第24条の2に定める障害児施設に入所している児童等に係る徴収基準額は、障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づく0223004号通知の徴収基準額とする。）とし、その額が「社会福祉法人等による生計困難者に対する利用者負担額軽減等事業の実施について（平成18年4月3日障発第0403002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）」適用後のその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規程す

る食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに児童福祉法第24条の20に規程する障害児施設医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は、0円とする。

7 助産施設における助産の実施については、次のとおりである。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち所得税の額が8,400円までの場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（以下「出産一時金」という。）が、350,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては20%、C階層にあつては30%、D階層のうち所得税の額が8,400円までの場合にあつては50%をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。なお、この表の徴収金基準額は、その入所の措置がとられた日から解除される日までの期間に係る基準額とみなす。

(2) 入所者の年齢が20歳以上である場合

次の表に掲げる徴収金基準額と1の(1)の表に掲げる徴収金基準額との合算とする。

| | | |
|--------------|----|---|
| 対象収入等による階層区分 | | 知的障害児施設、自閉症児施設、 肢体不自由児施設入所部、肢体不 自由児を入所させる指定医療機 関、肢体不自由児療養施設及び重 症心身障害児施設 |
| 階層区分 | 定義 | 徴収金基準額（月額） |

| | | |
|-------------------------|----------------------|---------|
| 1 | 生活保護法による被保護者(単給を含む。) | 0円 |
| (1階層を除き対象収入額区分が次の額である者) | | |
| 2 | 0円以上270,000円以下 | 0円 |
| 3 | 270,001円以上280,000円以下 | 1,000円 |
| 4 | 280,001円以上300,000円以下 | 1,800円 |
| 5 | 300,001円以上320,000円以下 | 3,400円 |
| 6 | 320,001円以上340,000円以下 | 4,700円 |
| 7 | 340,001円以上360,000円以下 | 5,800円 |
| 8 | 360,001円以上380,000円以下 | 7,500円 |
| 9 | 380,001円以上400,000円以下 | 9,100円 |
| 10 | 400,001円以上420,000円以下 | 10,800円 |
| 11 | 420,001円以上440,000円以下 | 12,500円 |
| 12 | 440,001円以上460,000円以下 | 14,100円 |
| 13 | 460,001円以上480,000円以下 | 15,800円 |
| 14 | 480,001円以上500,000円以下 | 17,500円 |
| 15 | 500,001円以上520,000円以下 | 19,100円 |
| 16 | 520,001円以上540,000円以下 | 20,800円 |
| 17 | 540,001円以上560,000円以下 | 22,500円 |
| 18 | 560,001円以上580,000円以下 | 24,100円 |
| 19 | 580,001円以上600,000円以下 | 25,800円 |
| 20 | 600,001円以上640,000円以下 | 27,500円 |
| 21 | 640,001円以上680,000円以下 | 30,800円 |
| 22 | 680,001円以上720,000円以下 | 34,100円 |
| 23 | 720,001円以上760,000円以下 | 37,500円 |
| 24 | 760,001円以上800,000円以下 | 39,800円 |
| 25 | 800,001円以上840,000円以下 | 41,800円 |
| 26 | 840,001円以上880,000円以下 | 43,800円 |
| 27 | 880,001円以上920,000円以下 | 45,800円 |
| 28 | 920,001円以上960,000円以下 | 47,800円 |

| | | |
|---|--------------------------|--|
| 29 | 960,001円以上1,000,000円以下 | 49,800円 |
| 30 | 1,000,001円以上1,040,000円以下 | 51,800円 |
| 31 | 1,040,001円以上1,080,000円以下 | 54,400円 |
| 32 | 1,080,001円以上1,120,000円以下 | 57,100円 |
| 33 | 1,120,001円以上1,160,000円以下 | 59,800円 |
| 34 | 1,160,001円以上1,200,000円以下 | 62,400円 |
| 35 | 1,200,001円以上1,260,000円以下 | 65,100円 |
| 36 | 1,260,001円以上1,320,000円以下 | 69,100円 |
| 37 | 1,320,001円以上1,380,000円以下 | 73,100円 |
| 38 | 1,380,001円以上1,440,000円以下 | 77,100円 |
| 39 | 1,440,001円以上1,500,000円以下 | 81,100円 |
| 40 | 1,500,001円以上 | 81,100円 + (150万円超過額 × 0.9 ÷ 12月) (100円未満切捨て) |
| 備考 | | |
| <p>1 当分の間、上表にかかわらず費用徴収基準月額の上限を次のとおりとする。</p> <p>重症心身障害児施設 90,000円</p> <p>その他の施設 50,000円</p> <p>2 この表における「対象収入額」とは、前年の収入額から別に定める基本控除及び租税等の額を控除した額をいう。</p> | | |

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(告示の廃止)

- 2 児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施等に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準の告示(平成20年静岡市告示第368号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日の前日までに行われた法第22条第1項に規定する助産の実施、法第23条第1項に規定する母子保護の実施、法第27条第1項第3号に規定する措置又は法第27条第2項に規定する委託措置に係る同法第56条第2項及び第3項の規定に基づく費

用に係る徴収基準については、なお従前の例による。

静岡市告示第584号

静岡都市計画事業番町西土地区画整理事業清算金取扱要領（平成15年静岡市告示第15号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月8日

静岡市長 小嶋善吉

第1条中「第3条第3項」を「第3条第4項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。